

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年3月まで

社会保険庁の記録では、私の国民年金は昭和58年12月から59年3月までの4か月間が未納とされているが、当時、兄と自営業を手伝っていたので、保険料は母が、兄と二人分を納付してくれていた。私の国民年金だけ4か月が未納とされていることは納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の母親が保険料を申立人の分と一緒に納付していたとする申立人の兄は、国民年金記録に未納は無く、申立期間も納付済みとなっている。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、制度発足当初から夫婦で国民年金に加入し、保険料の未納は無いことから、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和54年5月1日であると認められることから、申立期間に係る被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

A社には、昭和35年4月に入社し、平成5年3月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和54年4月の1か月が厚生年金保険の被保険者期間から抜け落ちている。この期間も間違いなく同社に勤務しており、給与も受け取っていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、昭和54年4月1日付けで申立人が同社B部（C駐在員）から同社D支店への異動発令が出たため、同日を資格喪失日とする資格喪失届をいったんE社会保険事務所に提出したものの、同社D支店が申立人の実際の着任時期に合わせ、同年5月1日を資格取得日とする資格取得届をF社会保険事務所に提出したことを受け、同年5月1日を資格喪失日とする資格喪失届を改めてE社会保険事務所に提出し、同社会保険事務所により同日が申立人の資格喪失日と確認されていることが、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書で確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和54年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで  
国民年金制度に加入してから、今までずっと、父親が免除の申請をしてきたのに、申立期間だけ免除の記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が毎年忘れずに国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、申立人の父親からは具体的な証言を得られなかった上、申立人自身は免除申請手続に直接関与していないため、申立期間当時の免除申請の状況が不明である。

また、申立人は平成3年10月から14年3月までは申請免除期間となっているが、14年4月からは国民年金保険料の収納事務が市町村から国に一元化され、申立期間当時居住地であったA町は、「町が保険料を収納していた時は個別管理を行い、前年度が申請免除期間である者や未納者に対しては、免除申請等の手続について個々に説明を行うなど、きめ細かい対応を行ってきたが、平成14年度からはこのような対応は行っていない。」と説明しており、同町を管轄しているB社会保険事務所では、「国へ収納事務が一元化された後も電話や文書で申請免除手続の案内は行っていたが、従来の市町村が行っていた対応までは行っていない。」と説明していることから、申立期間については、申立人の父親が免除申請を行わなかった可能性がある。

さらに、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料は見当たらない。

加えて、申立人に対して平成元年7月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、これにおいても免除申請が行われた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 737

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から45年3月まで  
昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を毎月自治会の集金人に納付していたので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は46年11月25日にその夫と連番で払い出され、国民年金制度発足当初の36年4月1日にさかのぼって資格取得されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、毎月自治会の集金人に保険料を納付することはできない。

また、申立期間以前の昭和36年4月から41年1月までの期間については、納付記録が認められるが、これは、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された46年11月25日時点で、将来申立人が国民年金の受給資格である23年(276月)の納付期間を満たす必要があったことから、この期間の保険料を当時実施されていた第1回特例納付制度により納付するとともに、過年度納付が可能であった45年4月から46年3月までの期間について過年度納付したものと考えられる。このことは、申立人の2か月後に出生し、申立人と同日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている夫は、申立人より2か月少ない36年4月から40年11月までの期間の納付記録が認められることからもうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和14年ごろから18年7月まで

申立期間については、明確な加入期間は不明であるが、当時勤めていたA社から「Bは、法律により厚生年金保険に加入する義務がある。」と言われたことを記憶しており、加入していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険法の公布により、保険給付及び保険料徴収が開始されたのは、昭和17年6月1日からであり、それ以前については厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社の厚生年金保険適用年月日は昭和19年10月1日であることが確認できる上、申立人より1年早く入社したとする同僚も、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは19年10月1日から間違いはない。私の記録も、19年10月1日に取得したことになっている。」と証言していることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所では無かったものと判断される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から25年3月30日まで  
昭和24年4月から25年12月末ごろまで、Aを製造するB社に勤務していた。

60年も前のことであり資料も何も残っておらず、数人の同僚の名前を記憶しているだけだが、働いていたことには間違いなく、会社が適用事業所となった昭和24年5月1日からの厚生年金保険の加入記録が無いことには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の従事業務に関する記憶から、期間は特定できないものの、申立人がB社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについての具体的な記憶が無く、申立人が同様の業務に従事していたとする同僚8名のうち4名についても、申立期間において厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立期間当時、経理事務を担当していた者は、「社会保険に関する事務については事業主が担当しており、この事業主は、製品の製造量を少なく記録せよなどと不審な指示をするような人であった。」と証言しており、事業主が適切に厚生年金保険の加入手続を行わなかった可能性が考えられる。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和16年5月から18年11月2日までの期間、19年3月26日から同年7月9日までの期間及び19年10月13日から20年2月27日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、船員保険の被保険者記録のある昭和18年11月2日から19年3月26日までの期間、19年7月9日から同年10月13日までの期間及び20年2月27日から21年7月28日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年5月から21年ごろまで

具体的な時期までは覚えていないが、申立期間に4隻の船舶に乗船し、船員保険に加入していた。

ところが、社会保険庁の記録では、乗船順位と乗船期間が私の記憶と異なっている上、船員保険の加入期間について脱退手当金が支給されたこととなっている。

乗船期間等の記録を訂正するとともに、私は脱退手当金を受け取っていないので、船員保険の加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船したとする4隻の船舶のうち、A船(B社の所有)及びC船(D社の所有)については、それぞれ昭和19年7月9日から同年10月13日までの期間及び20年4月1日から21年7月28日までの期間が、申立人の船員保険被保険者期間となっており、申立人の記憶とおおむね一致している。

しかしながら、申立人が初めて乗船したとするE船(B社の所有。昭和18年11月2日から19年3月26日までの期間について、申立人の船員保険被保険者であった記録有り。)について、申立人は、「F養成所に入校後、2、3か月してB社に行けと言われた。Eには、昭和16年5月から2年ぐらい乗っ

ていた。」と回答しているが、同養成所の開校は、昭和17年12月7日であることから、少なくとも18年1月以前の期間は、同船舶に乗船することができない。

また、申立人は、E船に乗っていたと主張している期間中、「昭和16年12月8日（開戦日）は実家に居た。」と回答している上、G船には18年ごろに乗船したと主張しているが、社会保険庁の記録から申立人が乗船していたとみられるH船（B社の所有。昭和20年2月27日から同年4月1日までの期間について、申立人の船員保険被保険者記録有り。）の進水は20年であり、乗船時期についての申立人の記憶は曖昧である。

このほか、申立人が申し立てているとおりの期間について、船員保険被保険者であったと確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、申立人の船員保険被保険者台帳には脱退手当金の支給記録とその算出事蹟が記載されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無く、昭和24年度の厚生保険特別会計歳出（船員勘定）の歳出帳簿には、申立人の実家近くの郵便局に脱退手当金に係る国庫金が送金されたことが記録されている。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和16年5月から18年11月2日までの期間、19年3月26日から同年7月9日までの期間及び19年10月13日から20年2月27日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、船員保険の被保険者記録のある昭和18年11月2日から19年3月26日までの期間、19年7月9日から同年10月13日までの期間及び20年2月27日から21年7月28日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から30年7月19日まで

A事業所には、3度勤務しており、2度目と3度目の期間については、厚生年金保険の記録があるが、最初に勤務していた申立期間については、その記録が無い。申立期間も同事業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間にA事業所内で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A事業所の事業主は、「申立人の申立期間当時の勤務実態は不明であるが、当時は、正社員のほか、日雇い、請負など、いろいろな形態で働いてもらっていた。」と証言しており、申立人自身も、「当時は、請負形態により働いていたかも知れない。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録のある期間とは異なった形態で勤務していたものと考えられる。

また、申立人より先にA事業所内で勤務しており、申立人に当該事業所を紹介したとされる同僚についても、申立人と同様、申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、A事業所が保管する申立期間当時の「厚生保険料増減内訳並標準報酬月額決定通知書」を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月10日から同年9月20日まで

A事業所に就職後、3か月ぐらいして厚生年金保険に加入したと思うのに、社会保険庁の記録では、同事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、28年9月20日から29年7月30日までとされている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、複数の同僚は、「申立人は、当初、勤務時間の短いパートであった。正社員でも、すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言していることから、当時、事業主は、正社員採用から一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、申立人に聴取したところ、「当該事業所に就職したのは、昭和28年の春ごろであり、当初は、パートであり、その後に正社員となった。正社員となった時期は不明であり、給与から厚生年金保険料が控除されたのも、就職後6か月ぐらいしてからであったかも知れない。」と供述している。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。